

行方市スポーツ少年団規約

第1章 総 則

第1条 行方市スポーツ少年団（以下「本団」という。）は、本団に登録した市内の単位スポーツ少年団によって構成された組織を総括し、代表する。

第2章 事 務 局

第2条 本団の事務局は、行方市スポーツ協会内に置く。

第3章 目 的

第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し心身の健全な育成に資することを目的とする。

第4章 事 業

第4条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団登録の推進
- (2) スポーツ少年団育成計画の策定と推進
- (3) スポーツ少年団育成指導と援助
- (4) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と組織化
- (5) スポーツ少年団全市内的な行事の実施
- (6) スポーツ少年団広報活動の実施
- (7) 関係団体との連携
- (8) その他目的達成に必要な事業

第5章 登 録

第5条 本団への加入は登録をもって行い、登録書類のほか「行方市スポーツ少年団 単位団加入概要書」（様式第1号）を提出する。

- 2 本団へ加入したスポーツ少年団は、茨城県スポーツ少年団並びに日本スポーツ少年団へ加入する。
- 3 本団への登録料は団員1人200円とする。
- 4 本団への登録は、団員・指導者を取りまとめ、日本スポーツ少年団所定の登録用紙により登録料を添え、行うものとする。
- 5 本団へ登録しようとする者は、全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入する。
- 6 本団への登録は毎年度これを更新する。

第6条 登録の認定並びに取り消し、その他登録に関してはスポーツ少年団登録規定並びに同施行細則に準じて行う。

第6章 役員

第7条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 2名
- (6) 委員

第8条 役員任期は2年とし、ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第9条 本部長並びに副本部長は常任委員会が推薦し、総会で承認を得る。

- 2 本部長並びに副本部長は、就任と同時に常任委員となる。
- 3 常任委員は本団に登録したスポーツ少年団単位団の競技種目ごとに構成された組織（以下「連盟」という）から選出する。ただし、任期途中での変更は、常任委員会で承認する。
- 4 前項の規定にかかわらず、本部長は常任委員を選出することができる。
- 5 委員は、各単位スポーツ少年団より選出する。

第10条 本部長は、本団を代表し、団務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長が事故あるとき、または欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により、副本部長がその職務を代行する。

第11条 常任委員は、常任委員会を組織して、本団の団務を執行する。

- 2 常任委員会は、総会に付議すべき事項を議決する。
- 3 常任委員会は、その他総会の議決を要しない団務の執行に関する事項を議決する。

第12条 会計は常任委員会において常任委員から1名、事務局から1名選出する。

- 2 会計は、本団の会計を経理する。

第13条 監事は委員の中から総会において2名選出する。

- 2 監事は、本団の会計を監査する。

第14条 本団に、常任委員会の推薦により顧問を置くことができる。

第7章 会議

第15条 総会は、年1回開催し、本部長が招集し議長となる。ただし、本部長が認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

- 2 総会は、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

第16条 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。（代理出席・委任状を認める）

第17条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し議長となる。

第19条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席をもって成立する。（代理出席・委任状を認める）

2 常任委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8章 指導者協議会

第20条 行方市スポーツ少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第9章 会 計

第21条 この本団の会計は、次の収入をもってあてる。

- (1) 登録料
- (2) 補助金並びに寄附金
- (3) その他の収入

2 この本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 本規約の変更

第22条 この規約は、総会において2分の1以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

この本団の規約は、平成18年4月8日より施行する。

この規約の施行後、最初に選出されるスポーツ少年団の役員の任期は、第8条にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

平成20年4月12日	一部改正
平成23年5月11日	一部改正
平成28年5月13日	一部改正
令和 3年4月21日	一部改正
令和 4年4月27日	一部改正